

## 第104号議案

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年2月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例(平成14年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成27年4月分から平成28年3月分まで」を「平成28年4月分から平成29年3月分まで」に改める。

附則第3項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例(平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

本則中「100分の210」を「100分の220」に、「100分の212.5」を「100分の222.5」に、「100分の102.625」を「100分の101.925」に改める。

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「平成27年度」を「平成28年度」に、「100分の195」を「100分の200」

に、「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の88.675」を「100分の88.325」に、「100分の220」を「100分の215」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に、「100分の101.925」を「100分の102.275」に改める。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定、第2条の規定及び第3条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

#### 理 由

特別職の職員で常勤のものの給料月額及び期末手当の減額を継続する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

平成27年4月分から平成28年3月分までの市長、副市長及び常勤の監査委員の給料月額に係る特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第2条第1項第1号、第2号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」と、同項第4号中「700,000円」とあるのは「630,000円」とする。

平成28年4月分から平成29年3月分まで

附 則

(施行期日)

1 略

(適用範囲)

2 略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

平成29年3月31日

(参考 2)

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(公営企業の管理者を除く。)及び神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に限り、平成27年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)第2条第2項の規定の適用については、同項中「(特別職に属する者にあつては100分の195(公営企業の管理者にあつては100分の197.5)、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。)にあつては100分の102.5」とあるのは「(市長にあつては100分の195に100分の70を乗じて得た割合、副市長及び常勤の監査委員(以下「副市長等」という。)にあつては100分の195に100分の85を乗じて得た割合、公営企業の管理者にあつては100分の197.5、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの(以下「管理職の職員」という。)にあつては100分の102.5、神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職の職員」とい

(第2条による改正案)

う。)にあつては100分の88.675」と、「(特別職に属する者にあつては100分の210(公営企業の管理者にあつては100分の212.5), 特定幹部職員にあつては100分の117.5」とあるのは「(市長にあつては100分の210に100分の70を乗じて得た割合, 副市長等にあつては100分の210に100分の85を乗じて得た割合, 公営企業の管理者にあつては100分の212.5, 管理職の職員にあつては100分の117.5, 指定職の職員にあつては100分の102.625」とする。

100分の220

100分の222.5

100分の220

100

分の220

100分の222.5

100分の101.925

(参考 3)

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(第2条による改正案)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(公営企業の管理者を除く。)及び神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に限り、平成27年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)第2条第2項の規定の適用については、同項中「(特別職に属する者にあつては100分の195(公営企業の管理者にあつては100分の197.5), 管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。)にあつては100分の102.5」とあるのは「(市長にあつては100分の195に100分の70を乗じて得た割合, 副市長及び常勤の監査委員(以下「副市長等」という。)にあつては100分の195に100分の85を乗じて得た割合, 公営企業の管理者にあつては100分の197.5, 管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの(以下「管理職の職員」という。)にあつては100分の102.5, 神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職の職員」とい

(第3条による改正案)

平成28年度

100分の200

100分の202.5

100分の200

100

分の200

100分の202.5

う。)にあつては100分の88.675』と、「(特別職に属する者にあつては100分の220(公営企業の管理者にあつては100分の222.5), 特定幹部職員にあつては100分の117.5)とあるのは「(市長にあつては100分の220に100分の70を乗じて得た割合, 副市長等にあつては100分の220に100分の85を乗じて得た割合, 公営企業の管理者にあつては100分の222.5, 管理職の職員にあつては100分の117.5, 指定職の職員にあつては100分の101.925』とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年3月31日に限り、その効力を失う。

(平成24年12月1日を基準とする期末手当の額の特例)

3 略

100分の88.325

100分の215

100分の217.5

100分の215

100

分の215

100分の217.5

100分の102.275

平成29年3月31日